

小田原税務署からのお知らせ

確定申告は正しくお早めに

期限
申告期
申告

●所得税および復興特別所得税・贈与税
3月15日(木)まで

●個人事業者の消費税および地方消費税
4月2日(月)まで

確定申告が必要な方とは

- 給与所得者で、給与の年収が2千万円を超える方
- 給与所得者で、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
- 給与所得者で、2か所以上から給与を受けている方
- 平成29年中の各種所得(事業・不動産・譲渡など)の合計額が、所得税の各種控除額(基礎控除、扶養控除など)の合計を超える方
- 平成29年の途中で退職して、年末調整を受けていない方など

納付額証明書(普通徴収分)の送付

国民健康保険税
後期高齢者医療保険料
介護保険料

平成29年中に納付いただいた国民健康保険税と後期高齢者医療保険料および介護保険料の納付額を記載した納付額証明書を、1月下旬に納付義務者に郵送しますので、所得税確定申告、町民税の申告にご利用ください。

この納付額証明書には、特別徴収分(年金天引き分)は含まれていません。特別徴収分(年金天引き分)については、各年金・共済保険者から送られる源泉徴収票に記載されます。

【問い合わせ】
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について
町民課 国保年金係
☎(83)1225

介護保険料について
福祉課 高齢介護係
☎(83)1226

年金所得者の確定申告手続不要制度による注意点

公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。ただし、医療費控除などによる所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合などは確定申告が必要です。

また、確定申告が必要ない場合であっても、住民税(町

県民税)の申告は必要ですので、ご注意ください。

小田原税務署の確定申告書作成会場開設期間

所得税および復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成会場を、次のとおり開設します。

2月16日(金)～

3月15日(木)

受付 午前8時30分から

(提出は午後5時まで)

相談 午前9時～午後5時

(土・日を除く。ただし、

2月18日と2月25日の日曜日は開設。)

※受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく午後4時までにお越しください。

※2月18日(日)、2月25日(日)は、電話相談は行いません。

▼休日などに申告書を提出する場合

- ① 休日に申告書を提出する場合は、小田原税務署正面脇の「時間外文書受付箱」に投かんしてください。
- ② 申告書は、郵送で税務署へ提出することもできます。控えが必要な方は、宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

宛先 小田原税務署
〒250-8511
小田原市荻窪440番地

▼町役場税務課でも申告書を受け付けます

役場1階会議室

期間 2月16日(金)～

3月9日(金) (土・日除く)

寄地区各会場

期間 2月9日(金)、13日(火)、14日(水)

申告用紙は、1月24日(水)から税務課窓口で配布

します。事前に添付書類(医療費控除の明細書など)の整理や計算を行ってからお越しください。

※詳細は1月15日発行の「税申告のお知らせ」にて

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!



所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

申告書を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示が必要です。

本人確認を行う時に使用する書類(例)

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)のみ【番号確認】
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+運転免許証【身元確認書類】

確定申告をもっと便利に

納税は便利な振替で

国税の納付は、便利な振替納税や電子納税をご利用ください。納付書で納付される場合は、納付書に金額などをご記入の上、お近くの金融機関で必ず納期限(所得税および贈与税は3月15日(木)、個人事業者の消費税および地方消費税は4月2日(月)まで)に納付してください。

【問い合わせ】

小田原税務署 ☎(35)4511

確定申告 無料相談会

税理士による無料申告相談 申告書を作成して提出できます。

2月1日(木)

松田町民文化センター 展示ホール
午前9時30分～正午、午後1時～4時

※午前中は大変混雑します
※受付は相談終了時刻(午前・午後)の1時間前に締め切りますが、混雑の状況により早めに締め切ることもあります

青色申告会による確定申告無料相談会

2月1日(木)～3月15日(木) (土曜を除く)

青色会館3階大ホール(小田原市本町2-3-24)

午前9時～午後3時(最終日は午後2時に受付終了)

※詳細は1月15日発行の「税申告のお知らせ」にて

NEWS

医療費控除を受けるための手続きが変わりました!

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書(国税庁公式サイトからダウンロードできます)」の添付が必要となりました(領収書の提出は不要ですが、自宅で5年間保存する必要があります)。

また、神奈川県の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の「医療費通知」は、平成29年分の確定申告では使用できません。

医療費控除の特例制度 セルフメディケーション税制

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、一定の取り組みを行っている方が特定の医薬品(OTC医薬品)を購入した場合、年間で12,000円を超えた分の金額について所得税などの所得控除を受けることができる制度です。控除上限額は、88,000円までとなります。

また、この特例制度は医療費控除の特例であるため従来の医療費控除と同時に受けることはできませんのでご注意ください。適用を受けるための要件や、申告方法については厚生労働省公式サイトを確認してください。

申告も納税も e-Taxで!

詳しくは [国税庁](#) [検索](#)